

令和4年10月1日から、下表の申請書・届出書等について電子メールでの提出が可能となりました。

防火対象物・ 防火管理関係	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物使用開始届出書 ・防火・防災管理者選任(解任)届出書 ・消防計画作成(変更)届出書 ・統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
消防用設備等 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 ・消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証 再交付申請書
消防訓練関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練実施届出書 ・消防訓練実施報告書
火災予防関係	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為(喫煙所)解除承認申請書 ・禁止行為(裸火使用)解除承認申請書 ・指定洞道等届出書(新規・変更) ・火災予防上必要な業務に関する計画提出書 ・炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書 ・変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書 ・ネオン管灯設備設置届出書 ・水素ガスを充填する気球の設置届出書 ・火災と紛らわしい煙又は火炎を発生させるおそれのある行為の届出書 ・煙火打上げ・仕掛け届出書 ・催物開催届出書 ・露店等の開設届出書 ・山野火入届出書 ・特例規定適用願 ・基準の特例適用申請書
見学・講師関係	<ul style="list-style-type: none"> ・見学申込書
危険物関係	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物製造所等の設置・変更許可等申請の取下げ届出書 ・少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱届出書 ・少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱変更届出書 ・少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書 ・許可書再交付申請書 ・危険物製造所等氏名・名称・住所変更届出書 ・危険物製造所等使用休止・再開届出書 ・危険物製造所等特例承認申請書 正・副

警防関係	<ul style="list-style-type: none"> ・水道断水・減水届出書 ・道路工事・占用届出書 ・指定消防水利変更(撤去)届出書
------	--

提出先メールアドレス : s.yobo@city.odate.lg.jp

注意事項等

- 1 電子メールの件名に、事業所・防火対象物等の名称および申請書・届出書等の名称を明記してください。
- 2 電子メール本文に、連絡先(担当者のお名前、電話番号およびメールアドレス)を明記のうえ、申請書・届出書等の電子ファイル(PDF、ワード、エクセル形式)を添付し送信してください。
- 3 受け付けできる電子メールの容量は6MB 以内です。
- 4 電子メールでの副本返却は行いませんが、確認後、申請・届出完了をお知らせするメールが返信されますので必要に応じて保管してください。
- 5 見学申込書については、スケジュールを確認する必要がありますので事前に電話連絡をお願いします。

連絡先: 予防調査係43-4151(内線234)

メール送信例

件名 ○○○○会社 消防訓練実施届出書

本文 大館市消防本部 ○○課・係 宛

○○○○会社 の 消防訓練実施届出書を提出します。

連絡先

○○○○会社 ○○係 担当 ○○

電話 ○○○-○○-○○○○

e-mail ○○○@○○.○○.○○
